

令和3年度 第3回社会教育委員会会議

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第3回目の守口市社会教育委員会会議を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

会議を始める前に、本日の欠席委員を報告させていただきます。田中委員と古来委員につきましては欠席の連絡をいただいております。

なお、この会議につきましては、議事録作成のため録音させていただきます。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。議事の進行につきましては、深田議長にお願いいたします。

○議長 皆さん、改めて、おめでとうございます。大変な時期を何回も何回も繰り返し、皆さんも大変体調の管理をしっかりとやっていると思うんですけども、健康には留意されるように、よろしくをお願いいたします。

それでは早速、令和3年度の第3回目の守口市社会教育委員会会議を開催させていただきます。

まず、配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○事務局 それでは資料の御説明をさせていただきます。お手元の資料の御確認をお願いいたします。本日、机の上に置かせていただいております資料が、本日の議事次第、委員名簿、座席表、守口市立図書館運営状況の評価に係る答申、令和3年度守口市社会教育関係団体補助金交付状況、守口市社会教育関係団体補助金交付要綱の現行のものと改正案、守口市立図書館の開館時間変更チラシ、大日公園及び図書館敷地内工事パース図、駐輪場整備図面となっております。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。配付資料についての説明がありましたが、何か御意見、御質問はございませんか。

では、議題1の「守口市図書館運営状況評価等に係る答申の報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、守口市図書館の運営状況の評価等に係る答申の報告について、御説明させていただきます。

前回の会議で、社会教育委員の皆様から頂戴した御意見を踏まえ、別添資料のとおり、守口市図書館の運営状況の評価等に係る答申を頂戴いたしました。

令和3年9月21日に開催された教育委員会定例会で御報告させていただいた後、図書館指定管理者に今後の運営に活かしていただくように通知させていただきました。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。説明が終わりました。御質問、御意見はございませんでしょうか。

ないようですので、続きまして、議題2の「守口市社会教育関係団体補助金について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、社会教育関係団体補助金について、交付状況を御報告させていただきます。

資料の令和3年度社会教育関係団体補助金交付状況をご覧ください。

令和4年1月13日現在で事業が終了しておりますのが、守口市総合美術協会のみとなっております。事業報告をいただき、2月中に交付予定となっております。

守口市文化財研究会につきましては、2月から3月にかけて、古文書の連続講座を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ、中止を決定したと報告をいただいております。

守口市PTA協議会と守口市文化協会につきましては、1月中に事業完了予定となっております。

続きまして、守口市社会教育関係団体補助金交付要綱の改正について、御説明させていただきます。

資料の守口市社会教育関係団体補助金交付要綱の改正案をご覧ください。

前回の会議の際に口頭で少しお話しさせていただきましたが、社会教育関係団体補助金を事業終了後の交付から、交付決定後すぐに概算払いで交付できるよう、要綱の改定を考えております。大きく変わりますのは、改正後の第8条と第9条の補助金の概算払いについて、第10条の補助金の実績報告について、第12条の補助金の精算についての部分になります。改正案が確定しましたら、教育委員会内での事務処理の上、教育委員会定例会で報告した後、令和4年4月1日から施行できるように進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。何かこのことについて、御質問、御意見はございませんか。

○委員 前の会議でも申し上げたことに関連するんですが、まず、無形民俗文化財の提灯踊りと文化財研究会も今回中止となって、残念で、何とかこういう状況でもオンライン等できないかなという思いがあります。これは決まったことなんですけれども、今後、対面でそのリアルにできるようになったとしても、オンラインというものの組合せが発展していったら、両方できるような、それが社会教育とか生涯学習でも活用するようになると言われてるので、ぜひ実際にやってる方たちに支援して、オンラインでもできるようにしてほしいという思いがございますね。

自分のことを言っただけなんですけども、大学でも年配の老教授とか、一生懸命頑張ってZOOMとか活用してできるので、しかも前に比べてかなりやりやすくなってるんで、きっと適切な指導があったらできるんじゃないかなと思いますので、そういうことも考えていく、あるいはそれが我々の役目じゃないかなという思いでございます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。ほかには、いらっしゃいませんか。

○委員 コロナ禍で、いろいろ講座がWEB形式になっているのがありまして、その実態というか、いろいろ調査された結果も、私もちょっと調べたりしてるんですけども、普段見ることがなかったものを自分のタイミングに合わせてWEBになったら見れることで、それで聴講してみよう、見てみようというような、普段の人数よりも、そのWEB形式にしたほうが研修とか講座を見る人数が増えたりしてる状況もかなり、皆参加してるのが見られてる

ので、やはりWEBでの方法については対応できるようにして、広く周知をいただければ、文化財とかの関係もなかなか耳にしたり目に触れることは少ないと思うんですけど、そういうところから興味を持って見ていただけるのではないかなと思うので、実質では結構増える傾向にあるのではないかなと思うので、足を運ぶというよりも、自宅で見れるとか、時間を合わせられるというメリットを活かしていただいたらなと思います。

○議長 ありがとうございます。ほかは御意見ありませんでしょうか。

○委員 質問ですが、今、委員の皆さんから御意見ありましたけれども、その支援するということについて、実際にはそういうやり方どうでしょうかという提案をもらったと思うんですけども、普通求めに応じていろいろと提供していただくのが行政側の仕事となっはおりますけれども、今ありましたように推進ということから考えると、行政のほうから、例えばこういう講座をしたいと思いますがとか、こういうシステムについて説明を一遍させてもらいましょうかとか、そういう行政側からの提案することというのは可能なんでしょうか。

○事務局 今の補助金の流れといいますと、今おっしゃっていただいたとおり、あくまでも申請を我々は受けまして、この会議の場でお諮りさせていただきまして、最終的に教育委員会で交付決定するという流れなんですけども、当然そうなってくると今回のように、昨年度もなんですけど、中止となったときに、そのまま補助金を交付できずにそのまま予算が使えなくなるということですので、実際申請書をお渡しするときに各団体にまたお話しさせていただく機会ございますので、その場で、例えば事業がもし中止になるとなった場合、違う形でできるという御提案といえますか、そういったお話はさせていただけたらなと思います。

また、補助金の使用用途としまして、例えばこういったふうに使っていただくことができますよっていうところも合わせて御説明させていただく中で、各団体の方の申請方法というのが変わってくるのであればいいかなと、今のお話をお聞きした時点では考えております。

○委員 続けてよろしいですか。意見ですが。団体の方が研究をしている、あるいはよそはどうしてるのかなという調査をするとか、あるいはそういう人たちが集まって情報交換をする場がなかなかないんじゃないかなと思いますので、行政側からそういう情報がありますよと、情報をまずいろいろ集めていただいて、社会教育を推進するのにコロナ禍で大変な事業があるけれども、調べさせてもらったらこのような工夫がありますよという情報提供をしていただけるようでしたら、社会教育団体も次の計画が考えていけるかなというところで、何かプッシュしてあげないと立ち止まってしまってるんじゃないかなという気がいたしますので、ぜひそういう情報を団体さんに提供していただけるようお願いします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、議題3「守口市立図書館の開館時間の変更について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、守口市立図書館の開館時間の変更について、御説明させていただきます。

資料の守口市立図書館の利用時間が変わりますというチラシをご覧ください。

事後報告になってしまっても大変申し訳ございませんが、これまでの図書館の開館時間が、午前10時から午後10時までとなっておりますが、この1月より午前9時から午後9時までに変更させていただきましたので、御説明をさせていただきます。

図書館の利用時間については、仕事帰りや学生の方などにも御利用いただきやすい環境を

整えるため、開館時は午前10時から午後10時までとしておりました。しかしながら、実際には開館時の午前10時前には入り口の前に並ばれる方が発生するほど、午前における来館者が多く、一方で午後9時以降の夜間における来館者が少ないといった状況でございました。

また、貸室やホールの利用については午前の時間が2時間しか開館していないため、予定が組みにくく、他施設に比べても利用しにくいという利用者からの声もあったことから、指定管理者と慎重に協議を重ねた結果、利用時間を変更することで利用者ニーズに応えることができ、さらなる市民サービスの向上が見込まれることから、今回利用時間を変更させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。これについて、何か御質問、御意見はありませんか。

○委員 21時以降の利用者がほとんどなかったんですか。

○事務局 はい。統計を取っておったんですけども、全体の9時以降の来館者数は1%程度、平日でいいますと本当に数人いるかいないかという状況でして、逆に朝は開館前に並べられたりされておりますので、需要としてはやっぱり午前の9時が大きいということで、1時間前倒しさせていただいたというところです。

○委員 21時以降の利用者はその時間帯しか利用できないとかいう事情まで把握されて。

○事務局 基本的にはもともと早い時間で来られて、そのまま10時までおられたということが大半ということを確認しておるんですけども、21時過ぎて新たに来られることは基本的にはほとんどなかったということです。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、議題4「守口市立図書館駐輪場及び大日公園の工事について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、守口市立図書館駐輪場及び大日公園の工事について、御説明させていただきます。

カラーの右下に大日公園と書いてありますパース図をご覧ください。

昨年の10月より大日公園再整備工事及び図書館敷地内工事が開始されまして、現在もこの建物の裏手にございます大日公園及び一部図書館敷地内の工事が現在も行われているところでございます。

資料のパース図につきましては、工事後のイメージとなっております、この図でいいますと、左奥側が図書館の敷地となっております。

今年の3月に完成予定となっておりますので、完成後は再整備後の大日公園を活用した事業の実施など、図書館指定管理者と今後協議していく予定となっております。

続きまして、次のページの図面、平面図になっておるんですけども、ご覧ください。

こちらは、図書館1階の平面図となっております。今御説明させていただきました大日公園及び図書館敷地内の工事の関係で、大日公園側にありました図書館駐輪場を入り口側へ移設する必要があることから、既存の駐輪場と合わせて、有料ラック付きの駐輪場を設置する工事を、この1月から3月までに実施する予定としております。

この図面で見ますと、左上の手書きで既存駐輪場と書いてある場所にもともと駐輪場があったんですけども、今回の大日公園の工事で撤去されるため、図面の左下の配置計画図2と

記載されてる場所に有料ラックつき駐輪場を新設させていただきます。

また、配置計画図1と記載されている場所には、現在も駐輪場が設置されており、同じ場所にこちらにも有料ラックつき駐輪場を設置させていただきます。

なお、こちらにも事後報告になってしまい、大変申し訳ございませんが、有料ラックつき駐輪場を設置するに当たりまして、令和3年12月議会において、守口市立図書館条例の一部を改正させていただき、2時間を超える自転車駐車場の使用料を、自転車の駐輪については150円と、原動機付自転車の使用料を200円と定めさせていただいております。

また、図書館の会議室やホールを使用された方や図書館主催のイベントに参加された方、中学生以下の方には無料で使用していただけるように、今後、条例施行規則の改正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。説明は終わりました。御質問、御意見はございませんか。

○委員 今の説明について、公園とも接続されるということで、公園を利用される方も、今説明のあった有料ラックを使用されることになるのかということと、やはり駅近ですので、通勤とか、結構大日のところは駅にも一定のキャパシティの駐輪場があると思うんですけども、台数があふれた場合とか、こちらのほうへ通勤の方が止められるとかで、本来ここを使用されるために止めようとしたときに、利用できないとか、そういうことがないのかどうか実態というか、そういう流れも見ていく必要があるのかなと思うんですけども、その辺の予測とか、利用の規則、施行規則とか、条例も変えていただいたということですけど、そのあたりはどうなってるのか教えてください。

○事務局 まず1点目の大日公園の利用者の方が使われるかということころは、公園側についてお聞きしてますのは、駐輪場は特段ないんですけども、いわゆるスペース的なものは十分あると思っております、あくまでも建てつけとしては図書館の駐輪場ということになっております。

また、図書館の駐輪場の利用状況なんですけども、今回条例を改正させていただきまして、有料の駐輪場にさせていただいた経緯としまして、通勤であるとか、どこかお出かけされる際に、今の図書館の駐輪場は無料ですので、どなたでも止めていただけるようになっております、駐輪状況が圧迫してると思いますか、週末になりますとあふれたりもしてるというところもございましたので、今回止めれる台数を増やしたり、図書館利用者の方にきっちり止めていただきやすい環境を整えるために、このとおり改正させていただきまして、有料にさせていただきます。

確かにそれが本当に十分かどうかは、今後、4月以降考えておるんですけども、状況を見ながら、指定管理者と話ししながら見極めていきたいなと思っております。

○委員 本来ホールを使用されようとしていたときに、全てそこが占有されてた。通勤とかの方で埋まってしまっているとすれば、台数として不足しているということになる。本来の趣旨に即した形で利用いただくように、また状況を把握いただけたらいいかなと思います。

○議長 ありがとうございます。

○委員 これ大分前からの議論を思い出してるんですけども、その通勤等々のチェックができるかどうかということもあって、またもしそれをするとしたら、その人件費とかあったりして、民営化の趣旨を踏まえて、本来の趣旨に合わないんだというのが本当に徹底でき

るかどうか。制度的というよりは、その経済的な誘導というか、経済的な方法である程度常識にのっとった形で費用を負担したら、通勤とかで、要するに本来の趣旨に外れる使用であっても減るんじゃないかということで、これをやってみようという議論をした気はするんで、その趣旨に合っているとはいると、私は判断しています。

○事務局 おっしゃられるとおりでございまして、正直なところ、どれが通勤の自転車で、どれが利用者の自転車かというのは、ずっと見てるわけではございませんので、全てを把握しきれてるわけではないんですけども、やはり丸1日確実にこの自転車停まっているという自転車がやはり1日に数台ございますので、そういった意味でも止められる方については一定使用料を負担していただくということで、今回制定させていただいたものでございます。

○議長 ありがとうございます。

○委員 本来、図書館利用者の中には、この施設利用者ということでよろしいんですか。図書館の全部ですね。全施設どこでも使ったものは証明を受ければということですね。

○事務局 いわゆる減免処理。無料にする基準なんですけども、考えておりますのが、ホールや会議室等を利用された方、または小中学生以下の方でございます。また、図書館であるとか、市主催のイベントに参加された方というところでして、例えば本を借りに来た、借りに来られた方については、今のところ2時間を超えた場合については一定負担をいただくということになっております。

○委員 図書部門へ行って、閲覧をしてという方が2時間を超えれば。

○事務局 使用料を御負担、使用料を払っていただくことになります。

○委員 利用者も全部無料ではないんだと。

○事務局 そうですね。無料の時間を2時間とさせていただいてるんですけども、これも図書館の利用者の方の滞在の時間についての数値を取らせていただいております、これはおおよそ80分から90分となっておりますので、大部分の方には当然無料で使っていただけるように、今回このような条例とさせていただいております。

○委員 時間も適切だと私は思います。この頃、ショッピングのところでも本来目的ならばその程度だということで、通勤の方は2時間では帰って来れないし、それから電車乗ってよそへ行く方も2時間では帰って来られないので、絶対有料になってしまうところには置かないですから、ほかと比べた場合。ですから、大日のほかのところは一時的に置くところ、まだまだあるので、利用者から考えると、通勤のために毎日そこでお金を払うことは考えにくいと思うので、適切なやり方かなと思います。手数料もすごく減りますしね。2時間までは何もしなくていいわけですから、一々その手続は要らないので合理的だと思います。

○議長 ありがとうございます。

○委員 何度もすいません。先ほど説明の中にありましたように、公園のほうには特段駐輪場は設けられてないということだと思うんですけども、そうすると今度は公園を利用するために自転車に乗ってきた子どもたちも含めてですけど。その場合はどこに駐輪をするのかということと、通勤との絡みがあったように、有料で止めないのであれば、公園のほうに違法駐輪が増えて、自転車があふれてしまうというのがあるのかなと。取締りということで巡回や撤去とか、そういう対象になるのかもしれないですけど、なかなか公園利用者の自転車なのか、そうでないのかの見分けは先ほどの話と一緒に難しいかもしれない。ですからそういうことも危惧してるんですが、そういった対応とかは。

○事務局 そうですね。この公園自体は、我々の所管ではないんですけども、確かに利用者が公園に止められる可能性も当然ございます。図書館利用者が止められる可能性もございませし、おっしゃられるように通勤等で止められる方もあるかと思っておりますので、そこについては別の部署になりますが、公園の管理も委託されて、図書館の指定管理者もおりますので、その辺と協議しながら、影響ないように努めさせていただきたいと思っております。

○議長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、続きまして、議題をその他として、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、その他について、御報告させていただきます。

この後、14時から大阪府社会教育振興協議会の北ブロック研修会を開催いたします。

〇〇委員におかれましては、御講演、よろしくをお願いいたします。

この会議終了後、一度解散とさせていただきます。各自休憩を取られてから、14時までに4階円形ホールにお越しいただきますよう、お願いいたします。

守口市の社会教育委員の皆様は、会場前方のお席を御用意しておりますので、詰めておかけいただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

他に何かありますでしょうか。ほかに御意見があればおっしゃっていただければ。

ないようですので、以上で、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和3年度第3回目の守口市社会教育委員会議事を終わらせていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、お集まりいただき、ありがとうございました。

この後14時から、大阪府社会教育振興協議会北ブロック研修会がございしますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

本日はどうもありがとうございました。